福井県議会議長

宮本　俊　様　　２０２５年１１月２５日

提出者　原子力発電に反対する福井県民会議
（福井県三方上中郡若狭町気山 145-6-1）
代表委員　中嶌　哲演
嶋田　千恵子
笠原　一浩
松下　照幸

原発敷地内乾式貯蔵施設設置　事前了解願に関する陳情書

〔陳情の主旨〕

日頃は私たち県民のために様々な課題にご尽力くださいましてありがとうございます。

さて、私たち原子力発電に反対する福井県民会議は、２月、６月、９月県議会において、関西電力が高浜、大飯、美浜原発の構内に設置を計画している乾式貯蔵施設について陳情書を提出してきました。六ケ所再処理工場の完成が延期になったときの乾式貯蔵施設の計画の中止の要請、空いたスペースを使わないことを実行するための施策提案、県民説明会の開催要請などが主な内容です。

９月県議会で杉本知事は乾式貯蔵施設設置の事前了解について、六ケ所再処理工場の審査の説明終了後に判断するとの考えを示し、最終判断は先送りされました。

１２月県議会では、関西電力から出されている使用済燃料対策ロードマップの柱である六ケ所再処理工場の完成が延期された時には乾式貯蔵施設設置計画の中止をすることを議論してください。

ロードマップに書かれている「貯蔵容量を増やさない」、「空いたスペースを使わない」を実行するために、仮に乾式貯蔵施設が設置となっても、使用済核燃料の搬出が確定されるまでは使用済核燃料を発電所内プールから移動させないことを議論してください。そして、県民に対して、乾式貯蔵施設について説明する場を設けてください。

改めて、私たちは乾式貯蔵施設設置に反対を表明します。２月、６月、９月県議会で、議会で議論していただきたい要望を陳情してきました。また、「情報公開」「説明責任」「県民説明会」は原発の安全を確保するための基本原則です。そのようなことを踏まえて以下の項目について陳情いたします。真摯にお取り計らい戴きますようお願い致します。

〔陳情項目〕

（１）乾式貯蔵施設の原発敷地内設置の事前了解願を認めないでください。

（２）原発敷地内乾式貯蔵施設設置について、六ケ所再処理工場が２０２６年度までに完成できなかった場合は、その時点で乾式貯蔵施設計画を中止してください。また、乾式貯蔵施設設置の事前了解が認められて工事が進行している場合に上記の事実が判明した場合には工事等中止してください。

（３）乾式貯蔵施設設置の事前了解が認められて乾式貯蔵施設が設置されても、使用済核燃料の搬出が確定されるまでは、使用済核燃料を乾式貯蔵施設に移さないでください。

（４）私たち一般県民が乾式貯蔵について学んだり、意見を述べたりする機会として県民説明会を開いてください。